

革新的な新製品・新サービス開発、既存事業とは異なる

新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた、

国内の輸出体制強化に挑戦する中小企業等の皆さまへ

新事業進出 ものづくり商業サービス補助金

自社の事業展開の目的に合わせて選べる、

3つの「補助対象事業枠」

革新的新製品・サービス枠



【対象となる事業】革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援

【補助率】中小企業者：1/2(2/3)

小規模企業・小規模事業者、
再生事業者：2/3

【補助上限額】最大 2,500万円（賃上げ
特例適用の場合は最大 3,500万円）

新事業進出枠



【対象となる事業】既存事業とは異なる
新市場・高付加価値事業への進出を支援

【補助率】中小企業者（小規模企業・小規模
事業者、再生事業者含む）
：1/2(2/3)

【補助上限額】最大 7,000万円（賃上げ
特例適用の場合は最大 9,000万円）

グローバル枠



【対象となる事業】海外市場開拓（輸出）に
向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援

【補助率】中小企業者（小規模企業・小規模
事業者、再生事業者含む）
：2/3

【補助上限額】最大 7,000万円（賃上げ
特例適用の場合は最大 9,000万円）

補助対象経費

機械装置・システム構築費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、原材料費、広告宣伝・販売促進費、建物費、海外旅費、通訳・翻訳費。

※「建物費」は「新事業進出枠」及び「グローバル枠」のみ対象。※「海外旅費」、「通訳・翻訳費」は「グローバル枠」のみ対象。

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金とは

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とします。

革新的新製品・サービス枠



従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特例適用時
1～5人	中小企業者： 1/2(2/3) 小規模企業・小規模事業者、 再生事業者： 2/3	100万円	750万円	850万円
6～20人			1,000万円	1,250万円
21～50人			1,500万円	2,500万円
51人以上			2,500万円	3,500万円

新事業進出枠



従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特例適用時
1～20人	中小企業者 (小規模企業・小規模事業者、 再生事業者含む)： 1/2(2/3)	750万円	2,500万円	3,000万円
21～50人			4,000万円	5,000万円
51～100人			5,500万円	7,000万円
101人以上			7,000万円	9,000万円

グローバル枠



従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特例適用時
1～20人	中小企業者 (小規模企業・小規模事業者、 再生事業者含む)： 2/3	750万円	2,500万円	3,000万円
21～50人			4,000万円	5,000万円
51～100人			5,500万円	7,000万円
101人以上			7,000万円	9,000万円

※「賃上げ特例適用時」の補助上限額は、賃上げ特例の要件を満たし、適用を受ける事業者の場合となります。(革新的新製品・サービス枠、新事業進出枠、グローバル枠)
※地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用。(革新的新製品・サービス枠、新事業進出枠)

● 補助対象事業の要件

中小企業等が、以下の要件を満たす3～5年の事業計画に取り組むことが必要です。

(1) 付加価値額要件

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、付加価値額の年平均成長率が4.0%以上増加する見込みの事業計画を策定し、これを達成すること。

(2) 賃上げ要件【目標値未達の場合、補助金返還義務あり】

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加する見込みの事業計画を策定し、これを達成すること。

(3) 事業場内最賃水準要件【未達の場合、補助金返還義務あり】

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、毎年、事業場内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より30円以上高い水準であること。

(4) ワークライフバランス要件

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、「両立支援のひろば」で公表していること。

(5) 子育て等に関する職場環境整備に向けた取り組み要件

「子育て等に関する職場環境整備」に向けた取り組みを行うこと。

(6) 金融機関要件

補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること。

● 特例措置要件

賃上げ特例の適用を受ける場合や、地域別最低賃金引上げ特例の適用を受ける場合の追加要件です。

賃上げ特例要件【要件未達の場合、補助金返還義務あり】

補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、以下の要件をいずれも満たすこと

- 「賃上げ要件」の一人当たり給与支給総額基準値に加え、更に年平均成長率+2.5%(合計で年平均成長率+6.0%)以上増加する見込みの事業計画を策定し、これを達成すること。
- 「事業場内最賃水準要件」の事業場内最低賃金基準値に加え、更に+20円(合計で+50円)以上高い水準であること。

地域別最低賃金引上げ特例要件

2024年10月から2025年9月までの間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3カ月以上あること。

● 重要な注意事項と申請の準備

事前のID・計画準備が必須です：申請に必要な「GビズIDプライムアカウント」の発行には1週間程度、「一般事業主行動計画」の公表手続きには1～2週間程度の期間を要します。時間に余裕を持ってご準備ください。

事前着手の禁止：交付決定日より前に契約(発注)した経費は補助対象になりません。

悪質な業者にご注意を：高額な成功報酬を請求する、経費の水増しを提案するなどの不適切な行為を行う外部支援者には十分ご注意ください。

財産の処分の制限：補助事業で取得した財産を、不動産賃貸など既存事業や補助金の交付の目的に反して使用した場合は、納付(返還)が必要となります。

お問い合わせ先

コールセンターでは「コールバック予約システム」を導入しています。

事前にご希望の日時をご予約ください。

※詳細な公募要領やよくあるご質問は、特設ホームページをご確認ください。



独立行政法人 中小企業基盤整備機構